

# 会社を守る法律講座

第38回

## 債権回収と医療機関の未収金の場合

前田 最近、債権や売掛金回収の相談が増えています。

——これまでの不況の時期のほうが相談者が多いのでは。

前田 そうでもないようです。不況の時期は、何をやったらいいのかわからなくなってしまう、問題を放置してしまう。好況になると、新しい展開ばかりではなく、

弁護士 前田 尚一

1959年1月22日岩見町生まれ。北海道大学法学部卒業。93年札幌市法律事務所開設。UHB「北海道のクックドゥ」出演。JR札幌病院臨床研究委員。元・北大法科大学院実務家教員。



きちんと足元を固めていくことも積極的に考える経営者が多くなります。そのような状況に乗り遅れる企業は、将来が暗いですよ。例えば、医療機関では未収金に

より経営が圧迫されていることは周知の事実ですが、最近、これらを放置したままにせず、きちんと対応する動きがみられます。

**保険診療の場合、医療費の未収金の対象は一部自己負担分で、社会一般の債権よりも延滞・焦げ付きの可能性が低いと思われがちですが、入院費の延納や救急搬送で後日支払う場合など未収金をつくってしまう場面が多いのです。**

また、保険料の滞納者は、診療報酬を全額自己負担しますから、延滞・焦げ付きの対象となります。もともとこの場合、生活状態が悪化で支払能力がないこともありま

す。未収金の法的処理は、回収ばかりに目を奪われず、回収の見込みがない場合は**税務上償却（損金処理）**し、**払いきった税金の精算**なども複眼的に考え、対応策を講じなければなりません。

——保険外の自由診療は、すべて患者の支払能力によりますね。

前田 患者自身が全額負担する自由診療は、延滞・焦げ付きの対象となりやすいように思えますが、**美容外科や審美歯科**などの患者は、相対的に支払能力が高いと推察されます。支払能力があるのに支払わないというケースが多く、費用をかけて回収措置をとる価値はあります。ただ、治療結果の不満がある場合も考えられ、法的観点からの検討が不可欠です。

——そのほかの留意点は。  
前田 法的対抗措置をとろうとする場合、**診療報酬は時効期間が3年と短い**ため、消滅しないよう

配慮した手続きが必要です。「請求書を送り続ければ時効が完成しない」と思っている人が多いようですが、**完全な誤り**です。また理不尽な非難を受けないため、医療の公共性という視点、コンプライアンスの観点からも、適切な方法とプロセスを検討するべきです。

このように、医療費の延滞・焦げ付きの解決は、専門的知識と熟練したスキルが必要です。単に回収の必要性ばかりではなく、費用、その後の適切な処理に加え、**社会的批判の対象**とならないよう、また、手遅れにならないよう早い時期に専門家に相談してください。

前田尚一法律事務所では、医療機関の債権回収相談に応じています（☎0120・48・1744）。

